

平成 25 年 1 月 9 日

静岡県東部健康福祉センター長様

熱海市伊豆山字赤井谷地内産廃処理について

標記の件、前土地所有者 [REDACTED] が投棄したガ
レキ類他の廃棄物撤去について、同業者は県当局による再三の指導
に拘わらず、撤去作業を放置している為、購入者である私の土地有
効活用事業計画が頓挫しております。

また、産廃処理の他にも同地内に熱海市管轄による逢初川源流上部
土地崩落現場の修復工事も同様に放置状態にあり、現土地所有者と
して、この 2 件の問題案件処理に善意を持って解決する覚悟でおり
ます。

問題解決に当たり当然静岡県庁及び熱海市役所の担当部門との調整
と関係法令を遵守した施工を致しますが、多額の費用発生がありま
すので不要な経費節減を含めて敷地内処分について現地主判断で処
理することにご理解を求めて御願いいたします。

尚、今回の工事は極めて多方面に亘り手続きが輻輳しますので



び市当局関係部局の夫々の誠意あるご協力を願い致します。

工事計画概要

- 1) 現在は熱海港付近に緊急ヘリポートがあるが防災対策の為
大規模津波発生時利用可能な緊急ヘリポートを設置する
- 2) 緑の保全地域活性化促進の為荒れた山林整備の一環として
大規模グランドを設置し、工事完成後は熱海市に運動公園
として無償貸与し健康増進と経済活性化を求める熱海市民
及び周辺地域と県外の客誘致を図る
- 2) 眺望が良いので津波対策を含め、一部エリヤを宅地造成し、
住宅地高台移転と熱海市固定資産税等の税収増加を図る
- 3) 前土地所有者が熱海市建設課指導を無視して放置した伊豆
山漁港及び逢初川下流水域への土砂崩壊による二次災害防
止の安全対策工事を施工する

2. 工事施工計画

- 1) 産廃は建築解体廃棄物と岩石、その他投機物と区分け
- 2) 建築解体コンクリートガラは0~40ミリ位に碎き再生砂
利として敷地内で処分する
- 3) 岩石等はサイズにより土留め等に敷地内利用する

4) その他投機物は現時点ではどんな物件が混在しているか不明の為区分け作業結果で関係法令に基づき適正処分をする

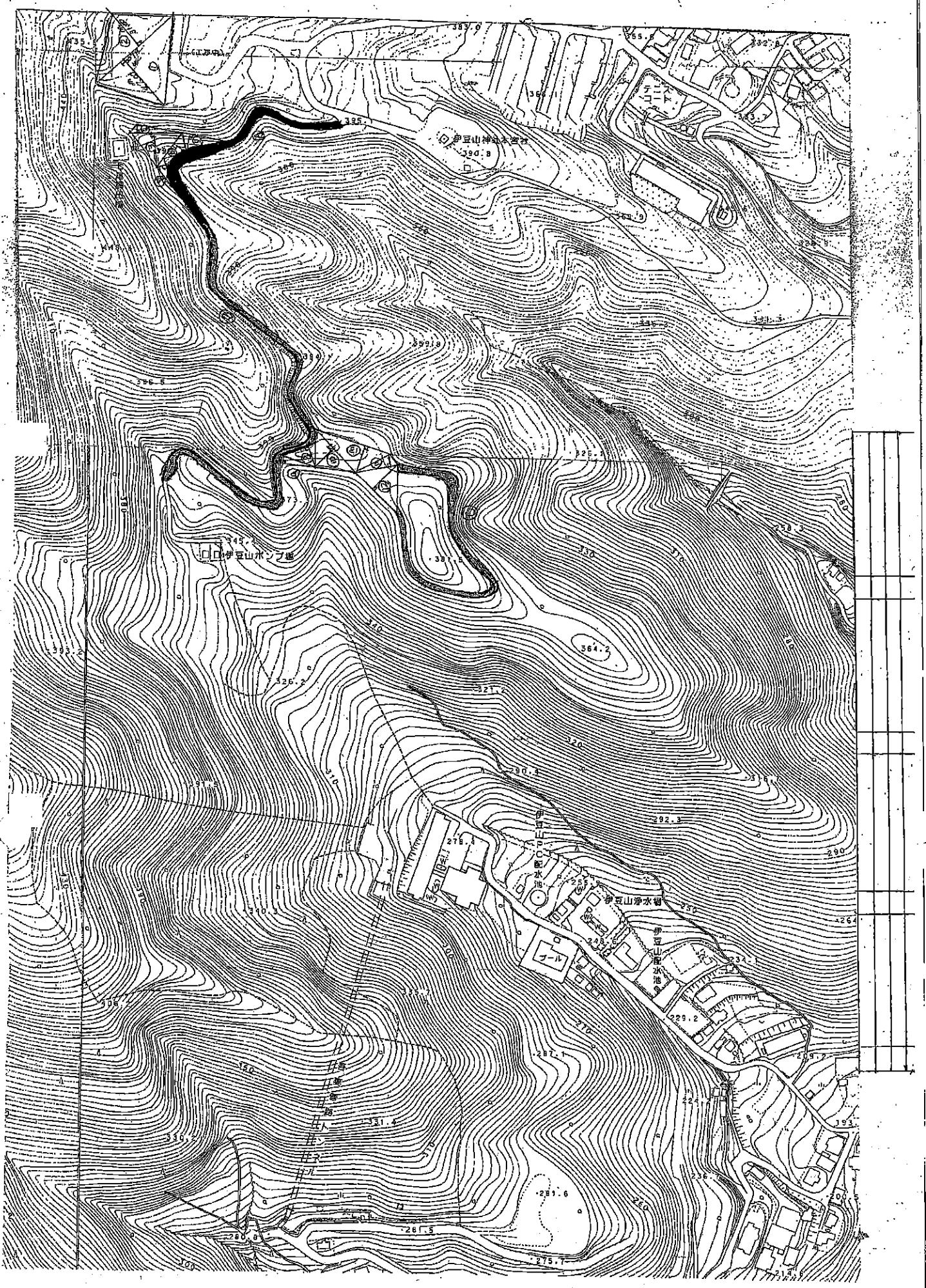
以上

リサイクルコンクート使用数量

①	$81.0 * 47.0 \div 2 =$	193.50
②	$81.0 * 20.0 \div 2 =$	1255.50
	小計	3150.0
③	$40.0 * 20.0 \div 2 =$	400.0
④	$40.0 * 8.0 \div 2 =$	160.0
⑤	$36.0 * 13.0 \div 2 =$	221.0
⑥	$51.0 * 19.0 \div 2 =$	484.5
⑦	$46.5 * 15.0 \div 2 =$	348.75
	小計	1628.75
⑧	$25.0 * 17.5 \div 2 =$	218.75
⑨	$29.0 * 11.0 \div 2 =$	159.5
⑩	$45.0 * 21.0 \div 2 =$	483.0
⑪	$31.0 * 8.0 \div 2 =$	128.5
⑫	$30.0 * 65.0 \div 2 =$	2476.0
⑬	$70.0 * 24.0 \div 2 =$	840.0
	小計	4315.75
	計	
A	$375.0 * 6.0 =$	2250.0
B	$715.0 * 5.0 =$	3575.0
C	$516.0 * 5.0 =$	2580.0
	小計	8400.0
	計	17603.5
		² 17603.5 * 0.15 = 2645.53

廃棄物容量計算書

コンクリートガラ	
a	(16.6×5.35+16.5×3.5) ×1.5÷2= 109.53
b	(18.7×6.3+18.7×15.36) ×2.0÷2= 405.04
c	(25.34×6.6+25.34×3.7) ×2.0÷2= 261.0
	計 m^3 775.39
木くず、薪ボラ、その他混合	
D	(42.36×4.2+42.36×4.2) ×2.0÷2= 355.82
その他	50.0
	計 m^3 405.82
	合計 m^3 1181.21



300000

00061

41 500

1200021,000

5.7003,957.3

三訂版



英保 次郎／著

東京法令出版

業者である。

3 なお、掘り出されたものはその性状で判断し、処理することとなる。

質問28 建設工事現場から排出する掘削物の排出者

次のような廃棄物の排出事業者は、だれであるか。

建設業者Aが建設工事に伴つて生じさせた産業廃棄物X及び事業者Bが建設工事(以前に発生させていた産業廃棄物Y(XとYは同じ建設工事現場から排出されたものとする。)

回答

XについてはA、YについてはBである。

解説

- 1 建設工事に伴つて生ずる廃棄物には、建設工事を行う以前から発生している廃棄物は含まれない。
- 2 建設工事以前に発生させていた産業廃棄物は元の事業者が処理責任を負うこととなり、建設業者が処理する場合は処理業の許可がなければ無許可営業となる。

質問29 業種の判断

令第2条に掲げる産業廃棄物には業種の限定されているものがあるが、一つの事業場が主たる事業活動Aの一環として把握することが困難な事業活動Bを行っている場合、業種の判断はどうすればよいか。

回答

一つの事業所であっても、2以上の事業活動を行つている場合があり、事業活動Bの工程から排出される廃棄物の該当業種は、Aの属する業種ではなく、Bの属する業種である。

解説

- 1 産業廃棄物は、法第2条第4項及び令第2条により20種類のものが規定されているが、紙くず、木くず、繊維くず、動物性皮膚さ、動物性固体物、動物のふん尿、動物の死体の7種類の廃棄物については、一定の業種に係るものと考へることができる。

のだけが産業廃棄物となる。

- 2 産業廃棄物は、事業活動に伴つて生ずる廃棄物であり、事業活動といふのは反復継続して行われるものであるから、排出源において単一の産業廃棄物としてとらえられる場合が比較多いものであるが、産業廃棄物が幾つか混含した状態で排出された場合には、産業廃棄物が複合した形態で排出されたものとみなされる。

なお、定義の不明な事業活動に伴つて生ずる廃棄物については、排出源、排出されるに至る過程、排出された時点での物の性状等で判断する。

質問30 産廃の保管用地の売買に伴う保管・管理責任

産業廃棄物を保管している者が、保管用地の売買に際して、産業廃棄物が保管されていること及び産業廃棄物の保管の責任が買主に移転することを明らかにし、保管用地の売買価格を産業廃棄物の保管の費用を見込んで通常の売買価格により低い価格とした場合、産業廃棄物の保管責任は買主に移転するか。

回答

保管責任は買主に移転する。

解説

- 1 排出事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、規則第8条の基準に従つて生活環境の保全上支障が生じないように保管しなければならないことになつてている。

- 2 産業廃棄物の保管責任は、保管場所の土地の売買により当然に移転するものではないが、保管責任が買主に移転することを明らかにし、かつ、土地の売買価格に保管の費用を見込んであるような場合には、買主に移転するものと考へることができる。

(参考)

- 2 法第六条第一項の規定によって、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定めそれに基づいて適正に処理しなければならないことになっているが、市町村自らがその区域の全境にわたって、すべて直接又は委託によって一般廃棄物の処理を行うことが困難である場合もある。そのような場合には本条に基づく許可により、当該市町村内の一般廃棄物を、生活環境保全上の支障が発生しないように処理することができる。本条による許可是、市町村の一般廃棄物の処理計画に適合していなければならぬものであり、これにより当該計画との整合性を確保することとしている。
- 3 明文の規定はないが、一般廃棄物の処理について市町村の責任とした本法の趣旨から、すべての廃棄物について当該市町村の区域全境を本条の許可に基づく業者に処理させるることは想定している。
- 4 なお、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずるに至る一般廃棄物処理業者については、別途、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特例措置法（昭和五十年法律第三一号）が制定されており、合理化事業計画の策定、承認等の手続きが規定されている。第一項の許可が一般廃棄物収集運搬業、第六項の許可が一般廃棄物処分業の許可に該当する。

解説

- 1 法第七条第一項並びに第六項の規定により、市町村の区域内において一般廃棄物処理業を行つ場合、市町村長の許可が必要となる。
- 本条第一項に基づき市町村長の許可が必要となるのは「一般廃棄物」の収集又は運搬を業として行つ場合であり、廃棄物でないもの（占有者が自ら利用し、又は他人に有償元扱できる物）を取り扱つ場合は、当然に廃棄物処理法の対象ではないため、許可の対象とならない。
- 2 許可是、事業範囲を定めて与えるものであるが、事業の範囲とは、取り扱つ一般廃棄物の種類（例えば、ごみ、し尿等）に定められる。
- 3 市町村長は、①当該市町村による収集又は運搬が困難であること、②その申請の内容が当該市町村の一般廃棄物処理計画に適合するものであること、③事業を的確かつ継続的に行つに足りる施設及び能力並びに経営的基礎を有すること、④一定の欠格要件に該当しないことのいずれにも適合していると認められるときに許可を行つこととされている。

- 4 一般廃棄物に係る事務は各自事務であるため、許可を行つ市町村長は、國の機関としての市町村長ではなく、地方公共団体たる市町村の長としての市町村長であることは言うまでもない。したがつて、本条に基づく許可処分に關し不服のある者は、当該市町村長に行政不服審査法に基づき異議申立てはできるが、都道府県知事に対し審査請求をすることはできない。
- 5 法第七条第一項の許可を受けることなく廃棄物の収集又は運搬を業として行つた者は、法第二十五条により五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金（法人にあつては、一億円以下の罰金）又はその財産に処せられる。
- 6 「業」とは、廃棄物の収集又は運搬を特定の人を対象に社会性をもつて反覆継続して行つことを意味し、無償で行つか、処理料金を受け取るかを問わない。
- 7 「当該業を行おうとする区域を管轄にする市町村長の許可を受けなければならない。」とは、事務所、事業所の所在地に關係なく、収集又は運搬の業務が現に行われる区域の市町村長の許可が必要であることを指す。なお、運搬のみを業として行つ場合にあつては、管轄を行つ区域の市町村長の許可のみでよい。
- 8 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行つ場合であつても、①事業者が自らの事業活動に伴つて生じた一般廃棄物を自ら運搬する場合、②専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行つ場合、③その他省令で定める場合、④法第九条の八の規定による再生利用に係る特例を受けた場合、については、本条第一項の許可是不要とされている。
- 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、その物の性質上、通常再生利用されるものという意味で、古紙、くず鉄（古鋼等を含む）、あきびん類、古織維が、これに該当する。しかし、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物以外の一般廃棄物も扱つている場合には、一般廃棄物の収集又は運搬について許可を受けなければならない。
- 9 また、法第七条第一項ただし書きの許可を要しない者として省令第二条に定められている。
- 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者

- ・市町村委託収集運搬業者
- ・市町村長指定の一般廃棄物再生利用（収集運搬）業者
- ・環境大臣指定の広域収集運搬をする一般廃棄物業者（非常用）